



**第1次国土強靱化実施中期計画に基づく各種の施策が、2026年度から本格的に動き出します。事業規模は、2030年度までの5年間で20兆円強程度。3か年緊急対策・5か年加速化対策を基に取り組んできたこれまでとは異なり、法定計画に基づく形で施策単位の進捗目標を示しながら計画に位置付けられた施策を向こう5年間で着実に進めていく予定です。国土強靱化への取り組みについて、内閣官房 国土強靱化推進室 参事官の塩井 直彦氏にお聞きしました。**

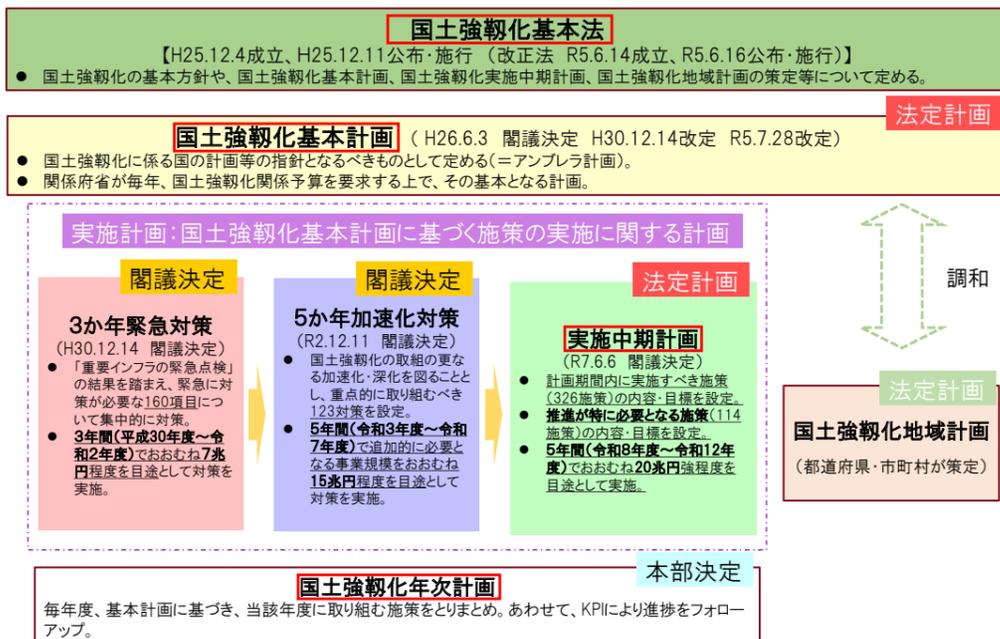


## 第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた施策を向こう5年間で着実に進めていく予定です。

第1次国土強靱化実施中期計画は、国土強靱化基本法の改正が施行されたことを受け、2025年6月に閣議決定されたものです。計画期間は2026年度から30年度までの5年間。この計画では、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備などの観点も含め326施策を「計画期間内に実施すべき施策」と位置付け、進捗目標を設定したうえで、うち114施策を「推進が特に必要となる施策」と位置付けました。(図1)

これらの施策は、2023年7月に改定された国土強靱化基本計画の中で「国土強靱化施策の展開方向」として打ち出された5つの方向性ごとに整理されています。5つの方向性とは、①国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理 ②経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化 ③デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化 ④災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化 ⑤地域における防災力の一層の強化——というものです。

図1：国土強靱化基本計画に基づく施策はこれまで、「3か年緊急対策」や「5か年加速化対策」の閣議決定に基づいて実施していた。その枠組みを、法定計画として定める実施中期計画に基づいて実施するものに改めた



内閣官房  
国土強靱化推進室  
参事官  
しおい 直彦  
塩井 直彦

### 事業規模は5年間でおおむね20兆円強程度

第1次国土強靱化実施中期計画ではまた、「推進が特に必要となる施策」について計画期間中の事業規模を「おおむね20兆円強程度を目途」と定めています。「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」でおおむね5.8兆円程度、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」でおおむね10.6兆円程度、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」でおおむね0.3兆円程度、「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」でおおむね1.8兆円程度、「地域における防災力の一層の強化」でおおむね1.8兆円程度という内訳です。

国土強靱化関係の予算が前年度に比べ大きく上積みされるようになったのは、2018年度以降です。2018年12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、2年後には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、それらに基づく形で、3年間で事業規模おおむね7兆円程度、5年間で事業規模おおむね15兆円程度に相当する予算を追加計上する措置が取られたのです。

### 社会資本整備に中長期的な見通しを持たせる

ところが、これらの対策には法律上の位置付けはなく、その都度、閣議決定で対応してきました。そうした不安定さを踏まえ2023年の国土強靱化基本法の改正では、まず実施中期計画を法定計画として位置付け、そこに計画期間中に取り組む施策の内容や進捗目標、さらに事業規模を明記するように改められました。(図2)

ポイントは3つあります。まず、今回の計画は「第1次」と銘打ちました。実施中期計画が法定計画となったため、この第1次の計画期間が終了すれば、第2次、第3次…と計画が引き継がれることになります。次に、法定計画に事業規模が明記されました。かつての道路整備や治水整備のように計画の目標に対する事業規模を明記することになりました。3つ目は、計画内の各施策の進捗目標を明記しました。計画期間中に進捗率をどこまで引き上げるのか、さらに進捗率が100%に達するのはいつかを計画として書き込みました。

これら3つを要すれば、社会資本整備について、国土強靱化の観点からではありますが、中長期的な見通しを持った計画を策定したということがいえるのではないかと思います。

### 防災・国土強靱化を成長戦略として位置付け

高市政権では、危機管理投資による力強い経済成長を掲げ、危機管理投資を成長戦略の肝と位置付けています。防災・国土強靱化も、その一つです。具体的な官民投資の促進策については、今後、国土強靱化担当大臣が2026年の夏ごろを目途に取りまとめる予定です。

また、第1次国土強靱化実施中期計画を策定するにあたっては、地域の建設業の担い手が不足する中で国土強靱化を進めるための実施体制は十分に機能するのか、というご意見も受けました。計画の中ではこの点について、「将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備については対応が急務」と明記しています。事業実施の環境整備にも目を向けながら、建設業界の皆さまとも連携を取り、安全・安心な国土づくりにしっかり取り組んでいく考えです。(談)

図2：第1次国土強靱化実施中期計画の中で「推進が特に必要となる施策」として位置付けられた114施策のうち、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」に該当する42施策の例